

○国土交通省告示第二百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十六条第二項第一号の規定に基づき、建築基準法第二条第九号の二イ②に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法第二条第九号の二イ②に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準を定める件

建築基準法第二条第九号の二イ②に規定する性能と同等の性能を有する特定部分の基準は、次に掲げるものとする。

一 当該特定部分の特定主要構造部が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の四第一項第一号イ及びロ（外壁以外の特定主要構造部にあっては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて同号の耐火性能検証法に準じた方法により確かめられたものであること。

二 令第十二条第一項、第十一項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項までの規定は、当該特定部分について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を

含む。)又は第三百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積」とあるのは「特定部分で、床面積の合計」と、同条第十一項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)

又は第三百三十六条の二第一号口若しくは第二号口に掲げる基準に適合する建築物」とあるのは「特定部分」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。